

議案第 89 号

グリーンパーク山東条例の一部を改正する条例について

グリーンパーク山東条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

グリーンパーク山東を構成する施設を新たに追加するため、この案を提出するものである。

グリーンパーク山東条例の一部を改正する条例

グリーンパーク山東条例（平成 17 年米原市条例第 134 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項および第 17 条第 3 項中「別表」を「別表第 2」に改める。

別表第 1 中

「

コテージ	宿泊利用	午後 4 時～翌日の午前 10 時
	昼間利用	午前 10 時～午後 4 時

を

」

「

コテージ（宿泊定員が 10 人であるもの）	宿泊利用	午後 4 時～翌日の午前 10 時
	昼間利用	午前 10 時～午後 4 時
コテージ（宿泊定員が 6 人であるもの）		午後 3 時～翌日の午前 11 時

に

」

改める。

別表第 2 中「(第 7 条、第 17 条関係)」を「(第 5 条、第 7 条、第 17 条関係)」に、

「

コテージ

金額
28,000円／泊・棟

- 1 宿泊者の利用時間は、午後 4 時から翌日の午前 10 時までとする。
- 2 コテージを延長して使用する場合は、1 時間につき、1,000 円を割増しとする。
ただし、引き続き宿泊する場合は徴収しない。
- 3 コテージの利用者の責めに帰すべき理由により当該施設の利用を取り消したときは、規則で定めるキャンセル料を徴収することができる。

を

「

」

コテージ（宿泊定員が10人であるもの）

金額
28,000円／泊・棟

- 1 宿泊者の利用時間は、午後4時から翌日の午前10時までとする。
- 2 コテージを延長して使用する場合は、1時間につき、1,000円を割増しとする。
ただし、引き続き宿泊する場合は徴収しない。
- 3 コテージの利用者の責めに帰すべき理由により当該施設の利用を取り消したときは、規則で定めるキャンセル料を徴収することができる。

コテージ（宿泊定員が6人であるもの）

金額
33,000円／泊・棟

- 1 宿泊者の利用時間は、午後3時から翌日の午前11時までとする。
- 2 コテージの利用者の責めに帰すべき理由により当該施設の利用を取り消したときは、規則で定めるキャンセル料を徴収することができる。

改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項および第17条第3項の改正規定ならびに別表第2の改正規定（「（第7条、第17条関係）」を「（第5条、第7条、第17条関係）」に改める部分に限る。）ならびに次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 コテージ（宿泊定員が6人であるものに限る。以下同じ。）に係る指定管理者に関し必要な手続その他の行為およびこの条例の施行の日以後におけるコテージの使用に係る許可、使用料の徴収その他使用に関し必要な行為（指定管理者が行う利用の許可、利用料金の徴収その他利用に関し必要な行為を含む。）は、この条例の施行前においても行うことができる。

グリーンパーク山東条例新旧対照表

改正後	現 行																
<p>グリーンパーク山東条例</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(宿泊研修棟等の利用の許可)</p> <p>第5条 グリーンパークの施設のうち宿泊研修棟等別表第2に定める施設(以下「宿泊研修棟等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第6条～第16条 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 利用料金の額は、別表第2に定める額に1.5を乗じて得た額を上限として、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4・5 略</p> <p>第18条 略</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p>	<p>グリーンパーク山東条例</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(宿泊研修棟等の利用の許可)</p> <p>第5条 グリーンパークの施設のうち宿泊研修棟等別表に定める施設(以下「宿泊研修棟等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第6条～第16条 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 利用料金の額は、別表に定める額に1.5を乗じて得た額を上限として、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4・5 略</p> <p>第18条 略</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 1230 535 1278">区分</th> <th data-bbox="535 1230 1115 1278">時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="163 1278 1115 1326">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1326 535 1374">コテージ(宿泊定員が10人であるもの)</td> <td data-bbox="535 1326 1115 1374">宿泊利用 午後4時～翌日の午前10時</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="535 1374 1115 1423">昼間利用 午前10時～午後4時</td> </tr> </tbody> </table>	区分	時間	略		コテージ(宿泊定員が10人であるもの)	宿泊利用 午後4時～翌日の午前10時		昼間利用 午前10時～午後4時	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1142 1230 1514 1278">区分</th> <th data-bbox="1514 1230 2094 1278">時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1142 1278 2094 1326">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 1326 1514 1374">コテージ</td> <td data-bbox="1514 1326 2094 1374">宿泊利用 午後4時～翌日の午前10時</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1514 1374 2094 1423">昼間利用 午前10時～午後4時</td> </tr> </tbody> </table>	区分	時間	略		コテージ	宿泊利用 午後4時～翌日の午前10時		昼間利用 午前10時～午後4時
区分	時間																
略																	
コテージ(宿泊定員が10人であるもの)	宿泊利用 午後4時～翌日の午前10時																
	昼間利用 午前10時～午後4時																
区分	時間																
略																	
コテージ	宿泊利用 午後4時～翌日の午前10時																
	昼間利用 午前10時～午後4時																

コテージ(宿泊定員が6人であるもの)	午後3時～翌日の午前11時
略	

別表第2 (第5条、第7条、第17条関係)

宿泊研修棟 略

宿泊研修棟 略

コテージ (宿泊定員が10人であるもの)

金額
28,000円/泊・棟

- 1 宿泊者の利用時間は、午後4時から翌日の午前10時までとする。
- 2 コテージを延長して使用する場合は、1時間につき、1,000円を割増しとする。
ただし、引き続き宿泊する場合は徴収しない。
- 3 コテージの利用者の責めに帰すべき理由により当該施設の利用を取り消したときは、規則で定めるキャンセル料を徴収することができる。

コテージ (宿泊定員が6人であるもの)

金額
33,000円/泊・棟

- 1 宿泊者の利用時間は、午後3時から翌日の午前11時までとする。
- 2 コテージの利用者の責めに帰すべき理由により当該施設の利用を取り消したときは、規則で定めるキャンセル料を徴収することができる。

工芸館 略

屋内多目的運動広場 略

テニスコート 略

略	

別表第2 (第7条、第17条関係)

宿泊研修棟 略

宿泊研修棟 略

コテージ

金額
28,000円/泊・棟

- 1 宿泊者の利用時間は、午後4時から翌日の午前10時までとする。
- 2 コテージを延長して使用する場合は、1時間につき、1,000円を割増しとする。
ただし、引き続き宿泊する場合は徴収しない。
- 3 コテージの利用者の責めに帰すべき理由により当該施設の利用を取り消したときは、規則で定めるキャンセル料を徴収することができる。

工芸館 略

屋内多目的運動広場 略

テニスコート 略

イベント広場 略

屋内ゲートボール場 略

屋外ゲートボール場 略

林間キャンプ場 略

アスレサーキット場 略

田園空間コミュニティ施設 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項および第17条第3項の改正規定ならびに別表第2の改正規定（「(第7条、第17条関係)」を「(第5条、第7条、第17条関係)」に改める部分に限る。）ならびに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 コテージ（宿泊定員が6人であるものに限る。以下同じ。）に係る指定管理者に関し必要な手続その他の行為およびこの条例の施行の日以後におけるコテージの使用に係る許可、使用料の徴収その他使用に関し必要な行為（指定管理者が行う利用の許可、利用料金の徴収その他利用に関し必要な行為を含む。）は、この条例の施行前においても行うことができる。

イベント広場 略

屋内ゲートボール場 略

屋外ゲートボール場 略

林間キャンプ場 略

アスレサーキット場 略

田園空間コミュニティ施設 略